

大規模小売店舗立地法に基づく意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により意見書の提出がなされたので公告する。

平成19年3月16日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
西友長浜楽市店
長浜市八幡東町9番1号
- 2 提出された意見の概要
長浜市からの意見
 - (1) 出入口変更に伴い、特に夜間の防犯・交通関係において事故等が起こることがないように、変更後、出入口付近に防犯灯の設置を検討願います。
 - (2) 隣接する市道について、新たに乗り入れ口設置を行う等、市道に影響を与える行為を行う場合は、道路法に基づく許可を受けてください。
 - (3) 隣接する法定外公共物（里道水路）について新たに乗り入れ口設置を行う等法定外公共物に影響を与える行為を行う場合は、法定外公共物管理条例に基づく許可を受けてください。
 - (4) 敷地見直しにより、道路が敷地内となることから、敷地内での交通安全確保及び公道の出入りについても区域を明確にし、交通安全を確保してください。
- 3 提出された意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県政策調整部広報課県民情報室 大津市京町四丁目1-1
滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 大津市京町四丁目1-1
滋賀県湖北地域振興局総務振興部地域振興課 長浜市平方町1152-2
財団法人滋賀県産業支援プラザ 大津市打出浜2-1 コラボしが21
長浜市商工観光部商工労政課 長浜市高田町12番34号
 - (2) 縦覧期間 平成19年3月16日から平成19年4月16日まで